

みずほWEB帳票サービス利用規定

改定日：2020年4月1日水曜日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
第2条 本サービスの利用申込並びに届出及び届出内容の変更 (1) （略） (2) マスタユーザおよび一般ユーザの届出と届出内容の変更 ①本サービスの利用申込に際しては、契約者は、本サービスの利用に関しての契約者における責任者（以下「マスタユーザ」といいます）およびマスタユーザに関する当行所定の事項（マスタユーザが本人であることを確認するための「ユーザ I D」「ログインパスワード」等）を申込書により当行に届け出るものとします。 また、マスタユーザを変更する場合及びマスタユーザに関する届出内容を変更する場合は、当行所定の方法により、速やかに当行に届け出るものとします。 ②マスタユーザは、本サービスの利用に関する権限を一定の範囲で他の物に付与する場合には、当該付与をする相手方（以下「一般ユーザ」といいます）及び一般ユーザに関する当行所定の事項（一般ユーザが本人であることを確認するための「ユーザ I D」「ログインパスワード」等）を、本サービスの利用申込みとは別に当行所定の方法により届け出るものとします。また、マスタユーザは、一般ユーザを変更する場合および一般ユーザに関する届出内容を変更する場合は、当行所定の方法により当行に届け出るものとします。 ③本サービス利用にあたり、届出と異なるログインパスワードが、当行所定の回数以上連続して入力された場合、その他当行において不正使用の恐れがあると認める合理的事情がある場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、当該パスワードを利用する「ユーザ I D」の利用を停止します。利用を停止された「ユーザ I D」の利用を再開するためには、当行所定の手続をとるものとし、一般ユーザのパスワードの場合は、マスタユーザが対応するものとします。 (3) （略） (4) e-DocumentSafe サービスに係る特約 ① （略） ②契約者は、e-DocumentSafeサービスを利用して当行に電子文書を提供する場合、当該電子文書を契約者および当行において閲覧することができる期限（以下「終了日」といいます）を当行所定の期間の範囲内で指定しなければならないものとします。当行は、e-DocumentSafeサービスを利用して契約者が当行に提供した電子文書を、契約者が指定した終了日経過後に削除します。契約者は、契約者が指定した終了日前に電子文書を閲覧できないこととする場合は、契約者において自ら当行所定の方法で電子文書を削除するものとします。 ③～④ （略）	第2条 本サービスの利用申込並びに届出及び届出内容の変更 (1) （略） (2) マスタユーザおよび一般ユーザの届出と届出内容の変更 ①本サービスの利用申込に際しては、契約者は、本サービスの利用に関しての契約者における責任者（以下「マスタユーザ」といいます）およびマスタユーザが本人であることを確認するための「ユーザ I D」「ログインパスワード」等を申込書により当行に届け出るものとします。 また、マスタユーザを変更する場合及びマスタユーザに関する届出内容を変更する場合は、<u>申込書</u>により、速やかに当行に届け出るものとします。 ②マスタユーザは、本サービスの利用に関する権限を一定の範囲で他の物に付与する場合には、当該付与をする相手方（以下「一般ユーザ」といいます）及び<u>一般ユーザが本人であることを確認するための「ユーザ I D」「ログインパスワード」等</u>を、本サービスの利用申込みとは別に当行所定の方法により届け出るものとします。また、マスタユーザは、一般ユーザを変更する場合および一般ユーザに関する届出内容を変更する場合は、当行所定の方法により当行に届け出るものとします。 ③本サービス利用にあたり、届出と異なるログインパスワードが、当行所定の回数以上連続して入力された場合、その他当行において不正使用の恐れがあると認める合理的事情がある場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、当該パスワードを利用する「ユーザ I D」の利用を停止します。利用を停止された「ユーザ I D」の利用を再開するためには、<u>パスワード再発行</u>の手続をとるものとし、一般ユーザのパスワードの場合は、マスタユーザが対応するものとします。 (3) （略） (4) e-DocumentSafe サービスに係る特約 ① （略） ②契約者は、e-DocumentSafeサービスを利用して当行に電子文書を提供する場合、当該電子文書を契約者および当行において閲覧することができる期限（以下「終了日」といいます）を<u>指定しなければならないものとします</u>。当行は、e-DocumentSafeサービスを利用して契約者が当行に提供した電子文書を、契約者が指定した終了日経過後に削除します。契約者は、契約者が指定した終了日前に電子文書を閲覧できないこととする場合は、<u>契約者において自ら電子文書を削除するものとします</u>。 ③～④ （略）
第5条 「WE B 帳票契約番号」「ユーザ I D」「ログインパスワード」の管理 (1) （略） (2) 「WE B 帳票契約番号」並びにマスタユーザの「ユーザ I D」「ログインパスワード」につき、失念、紛失した場合、または偽造、変造、盗用その他不正使用の恐れがある場合は、マスタユーザは、変更の手続を行う等当行所定の手続を直ちにとるものとし、一般ユーザの場合は、マスタユーザが対応するものとします。	第5条 「WE B 帳票契約番号」「ユーザ I D」「ログインパスワード」の管理 (1) （略） (2) 「WE B 帳票契約番号」並びにマスタユーザの「ユーザ I D」「ログインパスワード」につき、失念、紛失した場合、または偽造、変造、盗用その他不正使用の恐れがある場合は、マスタユーザは、<u>パスワード再発行の手続または、当行への届け出</u>を直ちにとるものとし、一般ユーザの場合は、マスタユーザが対応するものとします。
第7条 届出事項の変更等 (1) 当行は契約者に対し、利用内容等について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、契約者が当行所定の方法により予め当行に届け出た電子メールアドレス等を連絡先とします。 (2) 届出事項に変更がある場合および届出の印章を紛失した場合、契約者は直ちに当行所定の方法により取引店宛に届け出るものとします。 (3) （略）	第7条 届出事項の変更等 (1) 当行は契約者に対し、利用内容等について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、契約者が<u>予め当行に届け出た</u>電子メールアドレス等を連絡先とします。 (2) 届出事項に変更がある場合および届出の印章を紛失した場合、契約者は直ちに<u>申込書</u>により取引店宛に届け出るものとします。 (3) （略）
第8条 解約等 (1) 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。 (2) 前項の場合、当行の都合による解約の効力は、当行所定の方法により当行が解約手続を完了した場合、契約者の都合による解約の効力は、前項の書面を当行が受け付けたうえ、当行所定の方法により当行が解約手続を完了した場合に生じるものとします。なお、前項の通知後であっても直ちに解約の効力が生じないことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。 (3) ～(6) （略）	第8条 解約等 (1) 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は<u>申込書</u>によるものとします。 (2) 前項の場合、当行の都合による解約の効力は、<u>当行が解約手続を完了した場合</u>、契約者の都合による解約の効力は、前項の書面を当行が受け付けたうえ、<u>当行が解約手続を完了した場合</u>に生じるものとします。なお、前項の通知後であっても直ちに解約の効力が生じないことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。 (3) ～(6) （略）

第13条 規定の変更等 当行が必要と判断した場合には、当行は契約者に対して当行ウェブサイト上で変更内容を告知することにより、本規定の内容を変更することができるものとします。この場合、変更日以降は、契約者の同意の有無にかかわらず、変更後の規定を適用するものとします。契約者は、変更内容に同意しない場合には、その旨を当行に通知するものとします。当行は、変更日から7日以内に契約者から変更に同意しない旨の通知を受領しない場合には、契約者が変更内容に同意したものとみなします。また、変更に同意しない旨の通知があった場合には、当行は、契約者に対して事前に通知することなく、本利用契約を解約することができるものとします。	第13条 規定の変更等 民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、本規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。
--	--